

18. ナポレオン法典の法体系では、一般的な不当利得返還請求権は補充性原則に服する（さらに、序論 B13を参照）。とりわけ、一般的な不当利得返還請求権は、非債弁済の返還訴権 *action en répétition de l'indu* により排除される。これに加えて、フランスでは、後に遡及的に無効と宣言された契約を基礎として給付された物や金銭の返還は、契約の取消しを規律する規定に従う。しかしながら、この枠組みにおいては、必要と思われれば、非債弁済を規律する規定が法の欠缺 *lacunae* を補充するために類推適用することができる（序論 C62-63を参照）。非債弁済 *paiement de l'indu* に基づく請求権の要件は、フランスとベルギーでおおむね同じである（弁済の概念の分析については、序論 C46を参照）。両国では、次の要件が満たされなければならない。(i)「弁済」がなければならない。(ii)その弁済は「存在しない債務の」弁済である必要がある。フランスでは、さらに主観的な非債弁済に付属する付加的な（第3の）要件として（序論 C45）、弁済は錯誤によりなされたものでなければならない（*Flour/Aubert/Savaux, Droit civil II*<sup>11</sup>, no.26 p.25）。これと対照的にベルギーでは、錯誤は実体法上の要件ではない。錯誤の要件が重要となる場面は、存在しない債務の弁済として弁済がされたことを証明する必要がある範囲に限られる（Cass.18 September 1970, Pas. belge 1971, I, 48）。

19. 同様に、スペインは、非債弁済を規律する特別な制度を有している。一般的な理解では、民法1895条の原状回復請求権には3つの要件がある。第1の要件として、弁済に関係しなければならない。すなわち、「弁済者 *solvens*」が債務を弁済する意思があったのでなければならない。弁済原因 *solvendi causa* または弁済意思 *solvendi animo*（TS 30 January 1986, RAJ 1986 (1) no.341 p.291; *Díez-Picazo, Fundamentos II*<sup>5</sup>, 515; *Albaladejo, Derecho Civil II*<sup>12</sup>, 909）。第2の要件として、弁済は存在しない債務に対するものでなければならない。学説（たとえば、*Gullón, FS Battle Vázquez*, 367, 368-371）は、3つの債務不存在類型を区別している。人違いによるもの *indebitum ex persona*（債務は存在するが、債務者が債権者以外の者に弁済をした場合）、物によるもの *indebitum ex re*（弁済が債務額と同額または債務に対応するものでなかった場合、TS 21 November 1957, RAJ 1957 (1) no.3632 p.2420）、および原因によるもの *indebitum ex causa*（無効な契約を基礎に弁済がなされた場合）である。しかしながら、後者（原因によるもの）は、民法1303条と結びついて独自の訴訟原因を基礎づける。最後の要件として、弁済者が債務の存在について錯誤していることが必要である（TS 10 June 1995, RAJ 1995 (3) no.4914 p.6589; *Díez-Picazo loc. cit.*; *Gullón loc. cit.* 369 and 372）。錯誤が事実の錯誤か法の錯誤かは重要でない（*Albaladejo loc. cit.*）。請求権の範囲に関しては、民法1896条と1897条が、善意の受領者と悪意の受領者を区別している。悪意の受領者は、1896条により、取得した物を返還するかその価値を補償する責任を負うのみならず、取得した果実または利益をも返還し、その物の滅失・損傷についても補償し（この補償は特定物についてのみ重要となる。というのもそれ以外の場合には、利得不消滅 *numquam perit* という格言が当てはまるからである。*Gullón loc. cit.* 376）、弁済者のそれ以上の損害をも賠償しなければならない。これと対照的に、民法1897条によれば、善意の受領者は、その物「またはそれに属するもの」の滅失・損傷についてのみ、（たとえば、

その財産に対する損害につき第三者から賠償を受けた場合) 利得している限度で責任を負うにすぎない。スペイン法における財産の返還についての付随的な特別請求権については、序論 B18を参照。

- 199 20. イタリア民法は、(フランスの判例・学説と同様の方法で) 客観的な非債弁済 (*indebito oggettivo*、民法2033条) と主観的な非債弁済 (*indebito soggettivo*、2036条) を区別している。客観的な非債弁済が、不存在または無効な原因 *causa* に基づいて弁済が行われた場合であるのに対して、主観的な非債弁済は、弁済者が自らが原因の存在する債務の債務者であると誤想した場合である。この2つの状況の区別はつねに簡単にできるものとは限らない (たとえば、一方で Cass. 10 March 1995, no.2814, Giur.it. 1995, I, 1, 228、他方で Cass. 20 September 1971, no.2611, Foro it. 1972, I, 1, 1818を比較せよ)。2033条 (客観的な非債弁済) については、「弁済」と取得の法律上の原因の欠如 (*causa adquirendi*) で足りる (Cass. 13 April 1995, no.4268, Rep.Giur.it.1995, voce Indebito no.7; Cass. 4 February 2000, no.1252, Giust.civ.Mass. 2000, 242; Cass. 1 August 2001, no.10498, Giust.civ.Mass. 2001, 1519)。弁済者の錯誤は必要ではない。その結果、この請求権は、宥恕されるべき錯誤にも (Cass. 27 February 1998, no.2209, Rep.Giur.it.1998, voce Lavoro (Rapporto di) nos.606, 707)、「弁済者」が少なくとも債務を弁済する意思 *animus solvendi* で弁済したかどうかにも影響されない (Cass. 15 November 1994, no.9624, Rep.Giur.it.1994, voce Indebito no.4; Cass. 14 June 1967, no.1339, Foro it. 1967, I, 1390 = Giur.it. 1968, I, 1, 576, note *Moscatti* [刑罰を避けるというだけの目的で行われた弁済に関する])。これとは対照的に、主観的な非債弁済の場面では、弁済受領者が真の債権者であることが必要とされ、債務を消滅させた者が自らが債務者であると錯誤して行動したのでなければならぬ (*Moscatti*, Riv.Dir.Civ. 1975, I, 314; Cass. 4 May 1978, no.2078, Foro pad. 1978, I, 100)。弁済の返還請求権は、善意の債権者が債権証書を破棄したり、債務の担保を放棄したときには、排除される (2036条が2033条の請求権を排除する。Levi, *Il pagamento dell'indebito*, 117-118)。しかしながら、この場合には、弁済者は債権者に代位する (2036条2項)。弁済者が錯誤の証明責任を負う。錯誤は、主観的な非債弁済の返還請求権を基礎づける不可欠の要件と考えられている (Levi loc. cit. 120; Cass. 20 September 1971, no.2611, Giur.it.1972, I, 1, 1818)。この理由は、債権者は債権の内容を受領しており、誰が債務を弁済したのかは債権者にとって通常重要ではないからであると言われている。さらに、第三者も、原則として、他人の債務を弁済することができる。錯誤は、宥恕されないもの *inexcutable* とみられてはならない。錯誤は、重大な過失がなければ宥恕される (*de Cupis*, Giur.it. 1984, IV, 70)。2037条は、「特定物」(*a cosa determinata*)の返還を規律している。この条文によれば、悪意の受領者は、その財産が破壊されたときは、その点に帰責事由がなくとも、その価値を補償する責任を負う。これとは対照的に、善意の受領者は、損害やその財産の破壊が受領者に帰責可能な場合であっても、受けている利得の範囲でのみ責任を負う。2038条は、権利がないのに受領した財産の譲渡に関する。